

# 監査報告書

令和2年 5月13日

公益財団法人 薩摩川内市民まちづくり公社  
理事長 今吉 美智子 殿

監事

木場 文彦



監事

吉松 茂



私たち監事は、当公社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、第197条において準用する第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当公社の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当公社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当公社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

なお、本事業年度における公益目的事業会計の一般正味財産期末残高について、次のとおり意見を申し述べます。

公益目的事業会計の一般正味財産については、平成29年度末の残高が5,164千円、平成30年度末の残高が24,627千円(19,463千円の増加)、平成31年度末の残高が44,572千円(19,945千円の増加)と増加が続いているところです。

このことは公益法人の「収支相償」の観点から検討が必要であると考えます。

公益法人の「収支相償」に関しては、一義的に各事業年度の収支の均衡により判定することとされており、特定費用準備資金の積立や資産取得資金の積立により中長期的に収支の均衡が確認されれば、「収支相償」を満たすものとされており。

平成31年度末における一般正味財産の残高を、令和2年度及び令和3年度において解消する具体的な計画がある場合はもとより、今後「収支相償」基準を充たすという裏付けを早急に明示することが求められます。

適正に取り扱われることを提言します。